

令和6年第3回南幌町議会定例会議事日程（追加）

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
追加 1	発議第13号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について	
追加 2	発議第14号	改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書の提出について	
追加 3	発議第15号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について	
追加 4	発議第16号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について	
追加 5	発議第17号	災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について	
追加 6	報告第 6号	産業経済常任委員会審査結果報告について	

発議第 13 号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 24 日提出

提出者 南幌町議会議員 石 川 康 弘

賛成者 " 熊 木 恵 子

 " 高 橋 修 平

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠です。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要です。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要です。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 賃金水準の上昇なども加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の安全な暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
- 7 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園、下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 8 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 9 堤防整備の対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
国土強靱化担当大臣 各宛

発議第 14 号

改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書の提出
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 24 日提出

提出者 南幌町議会議員 石 川 康 弘

賛成者 " 熊 木 恵 子

 " 高 橋 修 平

改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書

農業をめぐっては、近年の自然災害の多発化による食料不足・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留などが発生し、ウクライナ侵攻や中東情勢の混迷など世界経済の不安定化から食料調達の激化とともに、円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰が依然として続いています。さらに、世界的な気象変動による食料生産への影響が大きく、昨年では猛暑等の影響で品質低下・収量減を招き、本年も各地で高温や局地的な豪雨などで、食料を持続的かつ安定的に供給することが不安視されています。

こうした中、制定から25年が経過した農政の憲法と呼ばれる「食料・農業・農村基本法」は、新たに食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念に盛り込むなど条文の一部を改正し、今国会で成立しました。

しかしながら、生産現場では世界情勢の変化に対応した輸入に頼らない国内農業生産の増大を基本とした、抜本的な政策の見直しを期待しましたが、食料自給率目標が一度も達成されなかったなど、これまでの農政が十分に検証されず、納得しがたいとの声が上がっています。今後、来年3月までに改訂する基本計画に向けては、国内農畜産物の安定供給のほか、食料自給率向上を図る国内農業生産の基盤強化や食料安全保障としての予算確保が重要となっています。

また、適正な価格形成については、需給や品質を反映して値決めする基本は維持し、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから、生産現場が求める再生産可能な価格形成となるかは不透明であり、生産コストを補えない分は所得補償制度の導入などが求められています。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本計画の改訂など改正基本法の実効性確保などについて、下記事項を要望します。

記

- 1 改正基本法に基づく次期基本計画の改訂にあたっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充するとともに、国内農業生産の増大を図る意欲的な目標値を設定し、年一回の目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策を講ずるなど食料自給率の向上に努めること。
- 2 適正な価格形成について、生産現場が求めるコスト上昇分を価格転嫁した場合、消費減退などを招くことや、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから、一方的に消費者へ負担させるのではなく、生産コスト

を賄えない恒常的な赤字分については、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。

- 3 我が国最大の食料供給地域である本道を、食料安全保障の確保に向けた重点地域と位置付けるとともに、食料の安定供給を図る農村地域の維持・発展に資するため、産業政策と地域政策を車の両輪として一体的に推進し、地域コミュニティの維持、農村への移住・定住促進や労働力の確保、環境保全の取組など農村政策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 各宛

発議第 15 号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 24 日提出

提出者 南幌町議会議員 熊 木 恵 子

賛成者 " 石 川 康 弘

 " 星 真 希

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1／2から1／3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1／2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として検討にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,912人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

2021年12月に文科省が発表した就学援助実施状況調査では、要保護・準要保護率は、全国で14.52%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.30%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1／2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要望します。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持

- し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1／2に復元すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定し、当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を図ること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣
各宛

発議第 16 号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し
すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 24 日提出

提出者 南幌町議会議員 熊 木 恵 子

賛成者 " 石 川 康 弘

 " 星 真 希

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改定版）」）を策定し、公立高等学校配置計画を進めてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が55市町村（2024年4月現在）となり、この3年でさらに増加します。

「指針（改定版）」では、学校規模を1学年4～8学級とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満、地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満と定めたことから、ますます高校の統廃合が進むことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色ある取組により新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校が進むなど、このままでは都市部への一極集中や地方の切り捨てなど地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかなです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、次の事項について要望します。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、地域合同総合学校の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長 各宛

発議第 17 号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を
求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 24 日提出

提出者 南幌町議会議員 佐 藤 妙 子

賛成者 " 熊 木 恵 子

 " 石 川 康 弘

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも情報を入手したり、発信したりすることができるようになっていきます。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通していますが、その中には事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対応が必要です。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なモノであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いています。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていました。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできず、その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題です。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けた支援の積極的な推進を要望します。

記

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

総務大臣、国土交通大臣、デジタル大臣 各宛

報告第 6 号

産業経済常任委員会審査結果報告について

令和 6 年第 2 回定例会において審査付託した請願第 1 号夕張太西団地の早期造成を求める請願について、別紙のとおり産業経済常任委員長より報告があったので付議する。

令和 6 年 9 月 2 4 日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和6年9月10日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

産業経済常任委員長 石 川 康 弘



請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事件名	審査結果
請願第1号	夕張太西団地の早期造成を求める請願	不採択とすべきものと決定。 なお、審査意見については、次のとおりとする。

※ 審査意見

夕張太地域の人口減少により、利便施設が減少したことで、夕張太地域住民の暮らしに多大な不便が生じていることは、十分理解するところではある。

しかし、夕張太西団地を造成し、人口が増えたと仮定した場合、請願書にあるとおりに、インフラ施設や設備、生活利便施設の整備が進められ、夕張太地域の住民の生活が守られるかという点、不透明な部分がある。

請願書の性質から判断し、「実現（ごく近い将来）の可能性」として、現在の本町の投資的事業の状況や今後の財政負担、又、夕張太西団地のニーズが不明であるため、今の時点での造成工事は時期尚早であると判断せざるを得ない。「願意の妥当性」として、前述のとおり、夕張太西団地の造成と夕張太地域住民の生活に関する点は別の問題であると考えざるを得ない。

